

役員等報酬規程

社会福祉法人こぶしの村福祉会

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人こぶしの村福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づく、役員（理事並びに監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに、定款第6条で選任する「評議員選任・解任委員会の委員」の報酬等について定めるものとする。

（役員等報酬）

第2条 当法人の役員等並びに委員に対しては、下記別表1に定める報酬について源泉徴収した額を支給する。

2 退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、下記別表2に定める算式により算出された額を支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（費用弁償）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、前条に定める報酬のほか、職員旅費規定に基づく旅費（交通費、宿泊費）を支給する。

2 旅費については旅費規定に準ずる

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規定は平成16年5月6日より適用する。

この規程の一部を改正し平成29年4月1日より施行する。

別表1 (役員等並びに委員に対する報酬)

(1) 理事・監事

| | |
|----------------------|-----------|
| 理事会・評議員会への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記のほか、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

(2) 評議員

| | |
|----------------------|-----------|
| 理事会・評議員会への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記のほか、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

(3) 評議員選任・解任委員

| | |
|----------------------|-----------|
| 評議員選任・解任委員会への出席 | 日額 5,000円 |
| 上記のほか、法人及び施設業務のための出勤 | 日額 5,000円 |

別表2 (退任慰労金)

| | |
|-------|---------|
| 20年以上 | 50,000円 |
| 10年以上 | 30,000円 |
| 6年以上 | 10,000円 |